

募集要項

1 目的

旅行会社へ大分県の観光素材を PR するため、旅行会社向け素材集の制作をすることにより、大分県への誘客を図ることとする。

2 募集概要

別紙仕様書のとおり

3 契約に付する事項

- (1) 委 託 名 2024 年度九州観光機構素材相談会下期素材集制作業務
- (2) 履 行 場 所 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21 3 階
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履 行 期 間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 業 務 概 要 別紙仕様書のとおり
- (5) 委 託 限 度 額 1,063,700 円 (消費税及び地方消費税を含む)
(上記金額には撮影に係る交通費等の経費、納品に係る経費を含む)

4 参加資格等

(1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと
- ② 大分県から指名停止措置を受けていない者であること
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団 (員) に経済上の利便や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団 (員) と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
 - ク 暴力団 (員) であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと

⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

(3) 参加資格の確認

6(4)の通知を受けた提案者は、契約締結前に参加資格条件を満たしていることを証明する書類を提出すること。

5 見積書・デザイン案の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記(1)の書類7部を提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(別紙)
- ② 見積書(様式自由)
- ③ 過去の制作実績(観光系パンフレット等3部まで)
- ④ 表紙デザイン案(カラーA4用紙、1案まで)

(2) 提出期限

令和5年10月27日(金)17時必着

(3) 提出先

〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた 国内誘致営業課 担当:笠置、安部

(4) 提出方法

- ① 持参又は郵送するとともに、E-mail等にてデータを提出すること。
- ② 郵送の場合は、簡易書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ③ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

6 審査の実施

(1) 審査方法

見積書・過去実績・デザイン案により審査を行う

(2) 審査結果の通知

審査結果については、速やかに全ての提案者に通知する。

(11月1日(水)までを目途とする)

(3) 審査基準

① デザイン案内容

- ・ デザイン力

② 過去の実績

- ・ 過去の同種又は類似業務実績

③ 見積額

- ・ 見積書の精算内容の妥当性

(4) その他

提出された書類をもとに、別に定める提案競技審査委員会で審査し、予算内で優秀な提案を選定する。審査結果は、文書で提案者に通知する。審査員及び審査内容は公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

7 その他

- ・ 見積書及びデザイン案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・ この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・ 提出された見積書及びデザイン案は返却しない。
- ・ 提出期限後の見積書及びデザイン案の提出は認めない。また提出期限後の差し替え及び再提出も認めない。
- ・ 採用されたデザイン案については、協議の上、素材集特集内容に合わせ最終デザインを決定する。

問合せ先

(公社) ツーリズムおおいた 笠置、安部

〒870-0029

大分市高砂町 2-50 OASIS ひろば 21 3 階

TEL : 097-536-6250 fax : 097-536-6251

Mail : kasagi@we-love-oita.or.jp